

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4年11月21日

個人情報ファイルの名称	保健事業利用情報
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課庶務係
個人情報ファイルの利用目的	保健事業の対象者や利用情報の管理
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5保健事業利用情報
記録範囲	国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	本人、業務委託先、医療機関ほか
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	業務委託先、医療機関
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部国保年金課庶務係 電話番号 03(3908)1193
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4年11月21日

個人情報ファイルの名称	特定保健指導利用情報
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課庶務係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の運営
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5保健指導利用情報
記録範囲	国民健康保険被保険者
記録情報の収集方法	本人、業務委託先、医療機関ほか
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	業務委託先、医療機関
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部国保年金課庶務係 電話番号 03(3908)1193
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月 4日

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事務における資格の取得・喪失や適用開始・終了を管理するために利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6記号番号、7個人番号、8宛名番号、9世帯番号、10適用開始日、11適用開始事由、12適用終了日、13適用終了事由
記録範囲	国民健康保険に加入している者及び加入している者のいる世帯主（過去に加入していた者を含む）
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、マイナンバー中間サーバ
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月 4日

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料賦課台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事務における保険料の賦課を管理するために利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5性別、6記号番号、7個人番号、8宛名番号、9世帯番号、10賦課事由、11賦課金額
記録範囲	国民健康保険に加入している者及び加入している者のいる世帯主（過去に加入していた者を含む）
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、マイナンバー中間サーバ
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保資格係 電話番号 03(3908)1131
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月 4日

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料収納台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事務における保険料の収納状況を管理するために利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 記号番号、7 個人番号、8 宛名番号、9 世帯番号、10 収納状況
記録範囲	国民健康保険に加入している者及び加入している者のいる世帯主（過去に加入していた者を含む）
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、マイナンバー中間サーバ
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保資格係 電話番号 03(3908)1131
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	国民健康保険給付台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険に係る給付など、東京都北区組織規程第十二条において国保給付係が分掌するとされる事務。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 連番、2 支払日、3 証番号、4 世帯主氏名、5 世帯主宛名番号、6 金融機関名、7 支店名、8 預金種別、9 口座番号、10 名義人カナ、11 受付番号、12 入力日、13 宛名番号、14 被保険者名、15 被保険者名カナ、16 被保険者との関係、17 連絡先、18 郵便番号、19 住所、20 電話番号、21 振込先銀行、22 口座名義、23 死亡の有無、24 死亡年月日、25 書類の種別、26 対象者氏名、27 町名、28 番地、29 方書、30 レセプト枚数、31 医療費通知枚数、32 エラー理由
記録範囲	北区国保加入歴のある者及びその世帯主
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳等
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項三十番（市町村長又は国民健康保険組

	合：国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03（3908）1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 1 1月 2 2日

個人情報ファイルの名称	診療報酬明細書台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	診療報酬明細書は、医療機関が健康保険組合等に医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書である。健康保険組合等は、内容が正しいものかどうか点検する。この情報をもとに高額療養費の計算を行う。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	「診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号）」による
記録範囲	北区国保を利用し診療した者
記録情報の収集方法	東京都国民健康保険団体連合会
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03(3908)1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	療養費支給申請書（本人申請）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	被保険者からの申請に基づく保険給付を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号、2 療養を受けた被験者の氏名・生年月日、3 世帯主との続柄、4 医療機関名称・医師等氏名（補装具のみ）、5 療養費の支給申請をした理由、6 療養に要した費用、7 療養を受けた者の個人番号、8 世帯主の住所・氏名・電話番号、9 世帯主の振込口座、10 世帯主の個人番号
記録範囲	療養費支給申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人 診療報酬明細書台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会（書類持ち込み時）
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03(3908)1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	柔道整復施術療養費支給申請書
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	施術者より、国保連合会を経由した受領委任払いの申請に関する給付を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号、2 療養を受けた者の氏名・性別・生年月日、3 負傷名・負傷年月日・初検年月日・施術開始年月日・施術終了年月日・実日数・転帰・金額内訳、4 支払区分・預金の種類・金融機関・口座番号・口座名称・登録記号番号、5 施術所名称・電話番号・柔道整復師氏名、6 被保険者氏名
記録範囲	柔道整復施術療養費支給申請書を提出した者
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳 診療報酬明細書台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会（審査機関を通し、北区に書類が届く）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03(3908)1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	施術者より、国保連合会を経由した受領委任払いの申請に関する給付を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 公費負担者番号・公費受給者証番号・区市町村番号・受給者証番号、2 保険者番号、3 記号番号・発病又は負傷年月日・傷病名、4 療養を受けた者の氏名・性別・生年月日、5 負傷名・負傷年月日・初検年月日・施術開始年月日・施術終了年月日・実日数・転帰・金額内訳、6 支払区分・預金の種類・金融機関・口座番号・口座名称・登録記号番号、7 施術所名称・電話番号・柔道整復師氏名、8 被保険者氏名
記録範囲	療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）を提出した者
記録情報の収集方法	本人、診療報酬明細書台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会（審査機関を通し、北区に書類が届く）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	療養費支給申請書（はり・きゅう用）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	施術者より、国保連合会を経由した受領委任払いの申請に関する給付を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 公費負担者番号・公費受給者証番号・区市町村番号・受給者証番号、2 保険者番号、3 記号番号・発病又は負傷年月日・傷病名、4 療養を受けた者の氏名・性別・続柄・生年月日、5 初療年月日・施術期間・実日数・請求区分・転帰・摘要・金額内訳、6 施術所所在地・施術管理者氏名・電話番号・登録記号番号、7 申請者住所・氏名・電話番号、8 支払区分・預金の種類・金融機関・口座番号・口座名称・登録記号番号、9 同意医師の氏名・住所・同意年月日・傷病名、10 申請者欄・代理人欄
記録範囲	療養費支給申請書（はり・きゅう用）を提出した者
記録情報の収集方法	本人 診療報酬明細書台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都国民健康保険団体連合会（審査機関を通し、北区に書類が届く）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）

	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03（3908）1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	国保受給者証（精神通院）交付申請書
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	被保険者からの申請に基づく保険給付を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 受給者（本人）個人番号、2 本人氏名・フリガナ・住所・年齢・生年月日・電話番号、3 保護者氏名本人との関係・住所・電話番号、4 被保険者記号番号・保険者番号・受診者と同一保険の加入者、5 本人の住民票上の住所、6 医療機関・所在地・電話番号、7 薬局・所在地・電話番号、8 その他・所在地・電話番号、9 申請者氏名・本人との関係・住所・電話番号
記録範囲	国保受給者証（精神通院）交付申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人 診療報酬明細書台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	障害福祉課
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03（3908）1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	高額療養費簡素化登録データベース
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の支給申請手続きの簡素化のため、対象者と振込先の口座情報を管理する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 連番、2 支払日、3 証番号、4 世帯主氏名、5 世帯主宛名番号、6 金融機関名、7 支店名、8 預金種別、9 口座番号、10 名義人カナ
記録範囲	高額療養費の支給決定をしていて、振込先の口座情報がある者
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03 (3908) 1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	高額療養費連絡先・申立書・委任状管理データベース
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費について、転送先や相続人の情報を管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 受付番号、2 入力日、3 証番号、4 宛名番号、5 被保険者名、6 被保険者名カナ、7 被保険者との関係、8 連絡先、9 郵便番号、10 住所、11 電話番号、12 振込先銀行、13 支店名、14 預金種別、15 口座番号、16 口座名義、17 死亡の有無、18 死亡年月日、19 書類の種別
記録範囲	高額療養費について、申立書、転送依頼票、委任状を収受した者。
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03(3908)1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	医療費通知発送簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	医療費通知の発行・管理を行うため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 連番、2 証番号、3 対象者氏名、4 郵便番号、5 町名、6 番地、7 方書、8 レセプト枚数、9 医療費通知枚数、10 エラー理由、11 世帯主DV、12 世帯員DV
記録範囲	医療費通知対象期間でレセプトが存在し、医療費通知が作成された者
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 1 1月 2 2日

個人情報ファイルの名称	第三者処理状況簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	交通事故や傷害等、第三者の行為による負傷の診療について北区国保を利用し給付を受けた者に対し、求償事務進捗状況等の管理を行うための記録簿。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 受付番号、2 進捗・結果、3 連絡年月日、4 記号番号、5 被保険者名、6 受付進捗、7 発見、8 事故発生日、9 国保使用開始日、10 病院名、11 事故種類（被保険者×相手）、12 届出種類、13 届出提出日、14 書類提出者、15 請求先種類、16 請求先、17 直接求償 or 国保連委託、18 国保連委託 or 直接求償した日、19 過失割合被：加、20 国保負担額、21 調定日、22 調定額、23 収納日、24 収納額、25 国保連委託完了、26 国保連委託解除日、27 治療終了日、28 国保開始日から届出日までの日数（計算式入力）、29 レセプト確認中のもの、30 備考
記録範囲	交通事故や傷害等、第三者の行為による負傷の診療について北区国保を利用し給付を受けた者
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳 診療報酬明細書台帳 本人 保険会社
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当

特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03（3908）1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日令和4年 1 1月 2 2日

個人情報ファイルの名称	不当管理データベース
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	他健康保険組合等、他法にて給付すべき診療について、北区国保を利用し給付を受けた者に対し、給付した金額の返還請求・収納事務を行うための記録簿。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 ID、2 返納金管理番号、3 対象月、4 返納金番号、5 証番号、6 返還請求氏名、7 状態区分、8 発生事由区分、9 送付先管理番号、10 送付先氏名、11 送付先住所、12 通知書種類区分、13 請求金額、14 発送日、15 納期限日、16 返納対象レセ管理番号、17 宛名番号、18 受診者、19 資格区分、20 診療種別、21 入外区分、22 年齢区分、23 給付割合、24 喪失日、25 届出日、26 喪失事由、27 キー情報、28 診療月、29 医療機関区分、30 医療機関コード、31 費用額、32 診療日数、33 保険者負担額、34 公費1、35 公費2、36 食事日数、37 食事費用、38 食事保険者負担額、39 調定年度、40 年度分、41 調定年月、42 調定額、43 収納日、44 収納額、45 調定件数、46 資格区分、47 資格取得日、48 削除区分、49 伝票番号、50 代理受領、51 代理受領入金日、52 代理受領何回分、53 戻入諸収入、54 備考、55 国籍、56 督促送付日、57 催告送付日、58 生保振替
記録範囲	他健康保険組合等、他法にて給付すべき診療について、北区国保を利用し給付を受けた者
記録情報の収集方法	国民健康保険給付台帳 診療報酬明細書台帳

要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保給付係 電話番号 03（3908）1132
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 7日

個人情報ファイルの名称	国保保険料収納台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	1 国民健康保険料その他徴収金の収入及び集計に関する事務 2 国民健康保険料の充当に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 国保料（収納額・過納額・滞納額）、2 納付情報（収納日、領収日、納付方法、納付場所）、3 過誤納付情報、4 住基情報（宛名番号、世帯番号、氏名、通称、性別、年齢、生年月日、続柄、世帯主、世帯員）、5 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、6 日付（転入、転居、転出、届出日）、7 異動事由、8 住民状態
記録範囲	区の住民基本台帳システムに登録があるもの。及び住登外の被保険者（過去に被保険者であった者を含む）
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、各機関からの収納情報、総合行政システム（滞納整理システム、賦課システム）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない ※共用メモ欄に記載の可能性はある
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の検査（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03（3908）1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 7日

個人情報ファイルの名称	国保保険料滞納整理補助簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	1 国民健康保険料その他徴収金の収納及び集計に関する業務 2 国民健康保険料の充当に関する事務 3 国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 文書番号、2 処分日、3 記号番号、4 世帯主氏名、5 処分回数
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち滞納処分を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の検査（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 2日

個人情報ファイルの名称	国保保険料統計用集計表
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	1 国民健康保険料その他徴収金の収納及び集計に関する業務 2 国民健康保険料の充当に関する業務 3 国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務 4 国民健康保険の被保険者実態調査に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前 <input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号、2 世帯主氏名、3 住所、4 金額（滞納額・差押額）、5 債権種別、6 債権者名、7 手続き日（要求・差押・解除・取立・配当）、8 差押等実施機関名（金融機関名等）
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち滞納処分を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会、本人からの聴取
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の調査への回答（東京都福祉保健局・東京都国民健康保険連合会）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ） <input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 7日

個人情報ファイルの名称	督促状・催告書送付候補者リスト
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	1 国民健康保険料その他徴収金の収納及び集計に関する事務 2 国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前 <input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号、2 保険料額、3 保険納該当年月期、4 指定期限、5 発行日、6 宛名番号、7 世帯番号、8 氏名、9 通称、10 続柄、11 世帯主、12 住所、13 方書、14 郵便番号
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち督促状・催告書の送付を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	催告書・督促状の送付委託請負業者
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ） <input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 8日

個人情報ファイルの名称	国保保険料滞納整理台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する業務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号、2 口座情報、3 国保料（収納額・過納額・滞納額）、4 保険料納付情報（収納日・領収日・時効等）、5 過誤納付情報、6 交渉経過情報、7 処分情報（分納、停止、差押、換価、時効、欠損）、8 住基情報（宛名番号、世帯番号、氏名、通称、性別、年齢、生年月日、続柄、世帯主、世帯員）、9 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、10 日付（転入、転居、転出、届出日）、11 異動事由、12 住民状態
記録範囲	区の住民基本台帳システムに登録があるもの、及び住登外の被保険者（過去に被保険者であった者を含む）
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、各機関からの収納情報、資格システム、収納消込システム、賦課システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む（交渉経過情報の記事において聴取した病歴、収監等の情報）
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）

	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03（3908）1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	滞納者財産調査簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 財産調査結果（給与、預金、口座、売掛金、保険、不動産等）、2 住基情報（名番号、世帯番号、氏名、通称、続柄、世帯主）、3 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、4 日付（転入、転居、転出、届出日）、5 異動事由、6 住民状態
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち滞納処分を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の調査への回答（東京都福祉保健局・東京都国民健康保険連合会）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	滞納者差押処分簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 滞納金額、2 差押える理由、3 第三債務者、4 差押調書、5 差押調査目録、6 財産調査結果（給与、屋号、第三債務者、預金、口座、売掛金、保険、不動産）、7 住基情報（名番号、世帯番号、氏名、通称、続柄、世帯主）、8 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、9 日付（転入、転居、転出、届出日）、10 異動事由、11 住民状態
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち滞納処分を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の調査への回答（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03（3908）1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	滞納者差押解除簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 領収証書、2 充当決議書、3 配当計算書、4 滞納金額、5 差押える理由、6 第三債務者、7 差押調書、8 差押調査目録、9 財産調査結果（給与、屋号、第三債務者、預金、口座、売掛金、保険、不動産）、10 住基情報（名番号、世帯番号、氏名、通称、続柄、世帯主）、11 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、12 日付（転入、転居、転出、届出日）、13 異動事由、14 住民状態
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち滞納処分を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の調査への回答（東京都福祉保健局・東京都国民健康保険連合会）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	滞納者執行停止簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 執行停止伺書、2 確認事項（停止事由）、3 滞納者状況調査（財産状況、生活状況、所在）、4 滞納金額、5 生活状況申立書、6 財産調査結果（給与、屋号、第三債務者、預金、口座、売掛金、保険、不動産）、7 住基情報（名番号、世帯番号、氏名、通称、続柄、世帯主）、8 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、9 日付（転入、転居、転出、届出日）、10 異動事由、11 住民状態
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち執行停止を行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む（滞納者状況調査に病歴、障害、生活保護、破産の欄あり）
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の検査（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	国民健康保険証（郵送返戻短期証）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険料その他徴収金の滞納整理に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 有効期限、2 記号番号（枝番）、3 氏名、4 生年月日、5 適用開始年月日、6 交付年月日、7 世帯主氏名、8 住所、9 性別、10 保険者番号、11 交付者名
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち短期証となる世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 7日

個人情報ファイルの名称	国保保険料資格台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者実態調査に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 記号番号（証番号）、2 枝番、3 資格状況（国保加入日、離脱日、社保加入日、離脱日、喪失事由、喪失日）、4 連絡先（電話番号）、5 世帯員状況、6 住基情報（宛名番号、世帯番号、氏名、通称、続柄、世帯主）、7 住所（方書、前住所、転出先、郵便番号）、8 日付（転入、転居、転出、届出日）、9 異動事由
記録範囲	国民健康保険料の被保険者のうち実態調査行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含む（世帯委員状況に「身障」の欄あり）
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の検査（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 7日

個人情報ファイルの名称	国保保険料資格関係補助簿
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者実態調査に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2記号番号、3現住所、4世帯主名、5日付（通知発送、締め切り、返送日、MN検索日）、6MN結果、7資格処理状況
記録範囲	国民健康保険の被保険者のうち実態調査行う世帯
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	外部機関実施の検査（東京都福祉保健局）
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 4日

個人情報ファイルの名称	通常証・短期証・資格証候補者リスト
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の被保険者実態調査に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2記号番号、3世帯主氏名、4郵便番号、5現住所、6方書、7加入者数、8在留期限、9生年月日、10発送日
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち短期証となる世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、総合行政システム、外部機関への調査・照会。本人からの聴取。
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 28日

個人情報ファイルの名称	通常証・短期証・資格証候補者リスト
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課国保保険料係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の納付相談・納付誓約書の提出に関する事務
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2記号番号、3世帯主氏名、4郵便番号、5現住所、6方書、7債務の証人日、8印影・サイン、9【別紙】未納額
記録範囲	北区国民健康保険の保険料未納世帯のうち納付相談を行う世帯行う世帯。
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム・総合行政システム（誓約書の印刷）、本人の記入（住所・氏名・印影・サイン）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国保保険料係 電話番号 03(3908)1135
備考	納付誓約書はそれ単体でファイリングされており、個別の世帯のファイルと別れている。

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月14日

個人情報ファイルの名称	給付申請書各種
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険事務における給付に係る支給等を管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 被保険者番号、7 個人番号、8 宛名番号、9 口座情報、10 金額
記録範囲	後期高齢者医療保険に加入または加入していた者
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	給付申請書:療養費、高額療養費、高額療養費(外来年間合算)、高額介護合算療養費、葬祭費、第三者行為提出書類 区で受付し、保険者(東京都後期高齢者医療広域連合)のシステムに入力または、保険者へ提出する。

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月14日

個人情報ファイルの名称	発送対象者管理簿（一斉更新・年齢到達等）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険事務における保険証の発送管理を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 被保険者番号、7 宛名番号、8 生産管理番号、9 簡易書留引受番号
記録範囲	後期高齢者医療保険に加入している者
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	元データは、東京都後期高齢者医療広域連合にて作成する。元データを編集し、発送管理簿を作成する。

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月14日

個人情報ファイルの名称	健康診査受診対象者一覧
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険の健康診断の対象者を管理するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 被保険者番号、7 宛名番号、8 受診券番号
記録範囲	後期高齢者医療保険に加入または加入していた者
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	健康部健康推進課
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	健康診断は、健康部健康推進課にて行う

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	納入通知書・納付書データ（年次）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	納入通知書・納付書の発送管理を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 送付先住所、2 送付先名前、3 被保険者氏名、4 被保険者番号、5 宛名番号、6 通知書番号、7 性別、8 被保険者生年月日、9 賦課年度、10 相当年度、11 年金情報、12 口座情報、13 保険料情報、14 資格取得喪失年月日、15 資格所得喪失事由
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳システム、日本年金機構
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	滞納者情報
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の滞納管理をするため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 名前、2 生年月日、3 宛名番号、4 世帯番号、5 個人番号、6 通知書番号、7 性別、8 保険料賦課・収納情報、9 住所、10 送付先情報、11 年金情報・口座情報、12 電話番号、13 滞納額、14 財産情報、15 賦課年度、16 相当年度、17 督促状発送情報、18 催告書発送情報、19 資格取得喪失年月日、20 資格取得喪失事由
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳システム、日本年金機構
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	還付申請書
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の還付手続きを行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2還付充当番号、3通知書番号、4賦課年度、5相当年度、6被保険者氏名、7保険料額、8延滞金額、9還付加算金額、10請求金額、11請求者氏名、12請求者住所、13請求者電話番号、14振込先金融機関、15委任者氏名、16委任者住所、17申立人住所、18申立人氏名、19被保険者との続柄、20申立人電話番号、21被保険者氏名、22被保険者生年月日、23被保険者住所、24続柄確認用の戸籍情報
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	簡易申告書
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険資格賦課を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 送付先住所、2 送付先宛名、3 申告者氏名、4 申告者職業、5 申告者現住所、6 申告者電話番号、7 世帯主の氏名及び続柄、8 申告者収入、9 申告者必要経費、10 申告者所得金額、11 申告者生年月日
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	後期高齢者情報
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の管理を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 名前、2 生年月日、3 宛名番号、4 世帯番号、5 個人番号、6 通知書番号、7 性別、8 保険料賦課情報・収納情報、9 住所、10 王房樹情報、11 年金情報・口座情報
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳システム、日本年金機構
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	口振申請書
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の収納を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 被保険者番号、2 申込日、3 氏名、4 生年月日、5 区分、6 住所、7 電話番号、8 振替開始希望月、9 金融機関情報、10 届出印、11 取扱店日付印欄
記録範囲	後期高齢者医療保険の資格保有者
記録情報の収集方法	本人または家族、
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	東京都後期高齢者医療広域連合
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input checked="" type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	口座振替管理票
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の口座振替依頼を管理するため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 被保険者番号、2 被保険者氏名、3 口座情報
記録範囲	後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出された方
記録情報の収集方法	本人または家族
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	口座振替不能データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の口座振替不能者に納付書を発送するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 通知書番号、2 住所、3 氏名、4 口座情報、5 金額、6 不能事由
記録範囲	後期高齢者医療保険料の口座振替ができなかった方
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係
	(所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	口座データ（バックアップ）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の口座振替依頼データを保管するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 口座情報、2 氏名、3 引落金額
記録範囲	後期高齢者医療保険料の口座振替申込者
記録情報の収集方法	本人または家族
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令 (平成 15 年政令第 507 号) 第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03 (3908) 9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 30日

個人情報ファイルの名称	口振済のお知らせ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課高齢医療係
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の引落金額を通知するため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 送付先住所、2 送付先氏名、3 被保険者番号、4 被保険者氏名、5 引落月、6 引落金額
記録範囲	後期高齢者医療保険料の口座振替申込者
記録情報の収集方法	本人または家族、住民基本台帳
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 高齢医療係 電話番号 03(3908)9069
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	住基情報データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人又は世帯員の住民異動履歴・世帯構成・外国人情報・生活保護情報等確認のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名・通称名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6世帯主氏名・世帯構成、7本籍地、8転入・転出情報、9住民票異動情報、10外国人情報、11国民健康保険情報、12国民年金情報、13生活保護情報
記録範囲	北区へ住民届を提出した者、又は北区内在住であることを北区が確認した者
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）、関係機関（官公庁等）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	第1号・3号被保険者資格喪失一覧表
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等整備・確認のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 処理年月日、2 基礎年金番号、3 氏名、4 住所、5 性別、6 生年月日、7 喪失年月日、8 種別
記録範囲	・日本年金機構において厚生年金等に加入したため国民年金の資格を喪失した者
記録情報の収集方法	日本年金機構
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	転入者リスト
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等確認のため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2異動事由、3種別、4基礎年金番号、5氏名、6かな氏名、7最新得喪、8現在種別、9生年月日
記録範囲	・転出証明書に年金番号が記載されている転入者が転入届けを提出した者
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	年金記録データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等確認のため。北区が受付した年金届出内容を日本年金機構へ送付するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 被保険者氏名、3 世帯主氏名、4 住所、5 性別、6 生年月日、7 電話番号、8 住民日・住喪日、9 年金資格履歴、10 世帯構成・世帯員氏名
記録範囲	北区へ国民年金被保険者関係届書（申出書）を提出した者。 北年金事務所より送付される処理結果一覧表に記載された者。
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）、処理結果一覧表
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	付番結果通知
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の基礎年金番号記録のため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 付番年月日、3 カナ氏名、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 郵便番号、8 住所、9 資格取得年月日
記録範囲	新たに基礎年金番号付番された者
記録情報の収集方法	日本年金機構より送付
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	受給権者台帳（障害基礎・福祉・拠出・寡婦・遺族・特別障害給付金）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金の受給に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 氏名、3 申請書の受理日と年金事務所への送付日、4 申請書が返戻され受理した日と再提出日、5 金融機関情報、6 審査結果（支給開始月・受給権発生日・障害等級）、7 申請時の添付書類
記録範囲	（障害基礎・福祉・拠出・寡婦・遺族）年金または特別障害給付金を申請した者。
記録情報の収集方法	本人、年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	北年金事務所
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金支給決定者
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金等の受給権に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 フリガナ、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 住所、7（1 老齢、2 補足的、3 障害、4 遺族）のいずれか（数字表記）
記録範囲	年金生活者支援給付金を申請した者
記録情報の収集方法	本人、北年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金振込データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金等の受給権に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 フリガナ、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 カナ住所
記録範囲	年金生活者支援給付金を申請した者
記録情報の収集方法	本人、北年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	住基情報データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人又は世帯員の住民異動履歴・世帯構成・外国人情報・生活保護情報等確認のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名・通称名、2生年月日、3性別、4続柄、5住所、6世帯主氏名・世帯構成、7本籍地、8転入・転出情報、9住民票異動情報、10外国人情報、11国民健康保険情報、12国民年金情報、13生活保護情報
記録範囲	北区へ住民届を提出した者、又は北区内在住であることを北区が確認した者
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）、関係機関（官公庁等）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	第1号・3号被保険者資格喪失一覧表
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等整備・確認のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 処理年月日、2 基礎年金番号、3 氏名、4 住所、5 性別、6 生年月日、7 喪失年月日、8 種別
記録範囲	・日本年金機構において厚生年金等に加入したため国民年金の資格を喪失した者
記録情報の収集方法	日本年金機構
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	転入者リスト
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等確認のため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1宛名番号、2異動事由、3種別、4基礎年金番号、5氏名、6かな氏名、7最新得喪、8現在種別、9生年月日
記録範囲	・転出証明書に年金番号が記載されている転入者が転入届けを提出した者
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	年金記録データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の年金記録等確認のため。北区が受付した年金届出内容を日本年金機構へ送付するため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 被保険者氏名、3 世帯主氏名、4 住所、5 性別、6 生年月日、7 電話番号、8 住民日・住喪日、9 年金資格履歴、10 世帯構成・世帯員氏名
記録範囲	北区へ国民年金被保険者関係届書（申出書）を提出した者。 北年金事務所より送付される処理結果一覧表に記載された者。
記録情報の収集方法	本人、世帯員、受任者（代理人）、処理結果一覧表
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京

	都北区条例第63号)別表第1項番()
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 22日

個人情報ファイルの名称	付番結果通知
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における本人の基礎年金番号記録のため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 付番年月日、3 カナ氏名、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 郵便番号、8 住所、9 資格取得年月日
記録範囲	新たに基礎年金番号付番された者
記録情報の収集方法	日本年金機構より送付
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	受給権者台帳（障害基礎・福祉・拠出・寡婦・遺族・特別障害給付金）
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金の受給に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 氏名、3 申請書の受理日と年金事務所への送付日、4 申請書が返戻され受理した日と再提出日、5 金融機関情報、6 審査結果（支給開始月・受給権発生日・障害等級）、7 申請時の添付書類
記録範囲	（障害基礎・福祉・拠出・寡婦・遺族）年金または特別障害給付金を申請した者。
記録情報の収集方法	本人、年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	北年金事務所
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金支給決定者
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金等の受給権に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 フリガナ、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 住所、7（1 老齢、2 補足的、3 障害、4 遺族）のいずれか（数字表記）
記録範囲	年金生活者支援給付金を申請した者
記録情報の収集方法	本人、北年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 15日

個人情報ファイルの名称	年金生活者支援給付金振込データ
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	本人の国民年金等の受給権に関する情報の確認に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 基礎年金番号、2 フリガナ、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 カナ住所
記録範囲	年金生活者支援給付金を申請した者
記録情報の収集方法	本人、北年金事務所
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（31）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係 (所在地) 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	—

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和5年 2月 28日

個人情報ファイルの名称	20歳到達予定国民年金適用対象者等一覧表
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	区民部国保年金課
個人情報ファイルの利用目的	・国民年金事務における本人の年金記録等整備・確認のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 処理年月日、2 基礎年金番号、3 氏名、4 住所、5 性別、6 生年月日 7 個人番号
記録範囲	20歳到達予定者で国民年金適用対象者
記録情報の収集方法	日本年金機構より送付
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	年金データへの取込
特定個人情報の該当性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項

	<input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 北区総務部総務課文書係
	(所在地) 東京都北区王子本町一丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	区民部 国保年金課 国民年金係 電話番号 03(3908)1138
備考	—